

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第57号）

1 請求対象文書（諮問案件第100号及び第101号）

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事請負契約書に係る収入印紙のない書面（諮問案件第100号）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事変更請負契約書に係る収入印紙のない書面（諮問案件第101号）

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 7. 13 公開請求 (4) H18. 9. 1 諮問
- (2) H18. 7. 14 不存在決定 (5) H21. 1. 16 答申
- (3) H18. 8. 18 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、当該工事に係る契約書は印紙税法別表第1第2号に該当し印紙が貼付されており、印紙が貼付されていない契約書は保有していないとしている。 印紙税法第5条第2号の規定によれば、国、地方公共団体又は別表第2に掲げる者（以下「国等」という。）が作成した文書については非課税とされ、また、同法第4条第5項では、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなすとされている。 実施機関が請負業者と交わした契約書は、印紙税法別表第1第2号「請負に関する契約書」であることは明らかであり、実施機関が保管する契約書は請負業者が作成したものとみなされ課税されるので、印紙が貼付されているべきものである。 したがって、実施機関の主張に不合理な点はない。

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第57号

答 申 書

平成21年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年7月13日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事請負契約書に係る収入印紙のない書面
（諮問案件第100号に係る請求文書）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する建設工事変更請負契約書に係る収入印紙のない書面
（諮問案件第101号に係る請求文書）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成18年7月14日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）
書類は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は平成18年8月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年9月1日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

5 諮問案件の併合

諮問案件第100号及び諮問案件第101号による諮問は、いずれも平成8年度松波川県単河川防災工事に係る契約書に関する収入印紙のない書面の不存在決定について提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、別に収入印紙を貼付していない請負契約書等の写しを取得しているので、実施機関においても保管していると考える。
- (2) 異議申立人が、別に取得した請負契約書等は、請負者が保管する請負契約書等の写しで、収入印紙を貼付していないことが適正であるとしても、実施機関に対して別途公開請求し公開された収入印紙を貼付した請負契約書及び建設工事変更請負契約書の写しと比べると、押印の位置がずれていることが不可解である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、理由説明書において、次のとおり主張している。

平成8年度松波川県単河川防災工事について、請負業者から県に提出された契約書等は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第2号に定められた文書に該当し、印紙が貼付されているので、本件請求文書は保有していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、平成8年度松波川県単河川防災工事に係る収入印紙が貼付されていない建設工事請負契約書及び建設工事変更請負契約書である。

3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、当該工事に係る契約書は印紙税法別表第1第2号に該当し印紙が貼付されており、印紙が貼付されていない契約書は保有していないとしているので、この点について検討する。

印紙税法第5条第2号の規定によれば、国、地方公共団体又は別表第2に掲げる者（以下「国等」という。）が作成した文書については非課税とされ、また、同法第4条第5項では、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等が保存するものは国

等以外の者が作成したものとみなすとされている。

実施機関が請負業者と交わした契約書は、印紙税法別表第1第2号「請負に関する契約書」であることは明らかであり、実施機関が保管する契約書は請負業者が作成したものとみなされ課税されるので、印紙が貼付されているべきものである。

したがって、実施機関の主張に不合理な点はない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、当審査会は審議する立場になく、上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 9 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 0 0 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 0 1 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○実施機関(奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所)から理由説明書 を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 9 月 11 日 (第 166 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○事案の審議を行った。